

「二宮町高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画(案)」に対する意見募集の実施結果

募集期間：令和6年1月4日(木)～令和6年2月5日(月)

意見提出人数：1人(窓口0人、郵送0人、電子メール1人)

意見数：7件

パブリックコメントの意見及び町の考え方について

番号	意見項目	意見内容	町の考え方
1	第4章 計画の具体的な取り組み	<p>1. P.60 2-(1) 地域の通いの場 [車を使用した送迎支援の検討] ○誰もが参加可能な身近な居場所とは言いながら、歩くのが難しい人は参加をあきらめている例を聞きます。最近では車を使用してのいわゆる「サロン送迎」を自治体や住民ボランティア組織が支援・実施するケースが各地で増えています。 フレイル対策もあり、「誰でも」を実現するために車での送迎を含めた参加条件の拡大・充実が必要で、これまでの実績を踏まえた参加促進への具体的な手法として打ち出したら、と思います。</p> <p>2. P.61 3-(2) 移動支援 [福祉タクシー助成券の利用方法改善] ○「良い制度なのに1回1枚では全部使い切れずもったいない」という利用される</p>	<p>1. 地域の通いの場は、住まいから歩いて通える範囲での開催としております。しかし、通いの場まで歩くのが難しい人もいるため、地区によっては送迎を検討しているところもあります。町としても、地域主体の移動支援が安全に実施できるための1つとして、76ページ 1-(2)福祉有償運送等運転者講習で働きかけ・支援をしていきます。</p> <p>2. 外出機会の提供・確保として1回1枚の利用としています。今後もタクシー助成券の利用者へアンケート調査を継続して実施</p>

	<p>方の意見を聞きます。他の自治体では一度に複数枚使用可能な例も多く、利用者が使いやすい有効な制度への改善を検討願います。</p> <p>3. P.66 7-(2) 災害・感染症対策に係る体制整備 [業務継続計画内容への助言] ○事業所の計画作成は義務化されましたが内容は予測と想定積み重ねであり、これで良いのかという不安があります。考え方などに対して専門家等の助言があれば、日ごろからの備えを含めて有効性は格段とアップするので、作成後も研修・訓練だけでなく計画そのものに対する「助言」を追加するよう検討をお願いします。</p> <p>4. P.67 7-(6) 福祉有償運送事業の推進 [事業者支援の検討] ○推進は大歓迎ですが、現在この事業を行っている自分たちの団体では移動実績が増えると赤字も増えるのが実情です。 ライドシェア実施に伴い利用料の制約は緩和されましたが、活動継続のために料金を上げれば、利用者負担が増えて新たな課題が生じます。 走行距離に応じた助成や車両貸与などで支援する自治体もあり、利用者・介護者の負担軽減の視点で事業者支援の検討をお願いします。</p> <p>5. P.71 1-(3) 生きがい活動の情報提供 [高齢者の就労機会の拡張] ○高齢者は自分の各種能力を、社会貢献につながる行為として発揮することで「生きがい」を強く感じ、「元気を継続」することが出来ると言われていました。 シルバー人材センターだけではなく、「就労」に関する各種事業所等からの情報を提供して高齢者が元気に働き活動すれば、少子高齢化と人材不足に悩む地域の維持</p>	<p>し、利用者の意見を確認していきます。</p> <p>3. 町でも運営指導等において、業務継続計画について確認及び情報提供並びに助言等を行っていきます。また、「～、業務継続計画の見直しや研修・訓練の実施等について、必要な助言を行います。」に修正します。</p> <p>4. 事業者の意見を聞いたり、他市町村の状況を確認したりしながら検討していきます。</p> <p>5. 生きがい活動の情報提供として、ハローワークで開設している「生涯現役支援窓口」等、高齢者の就労に関する情報も提供していくことを検討していきます。</p>
--	---	---

	<p>にとって大きなメリットであり、今後の展望につながるのではと考えます。 生きがい活動の延長線上で具体的に「価値ある就労」を呼びかけることを検討して下さい。</p> <p>6. P.76 1-(1) 介護人材の確保・育成の取り組み 【人材確保の支援】 ○介護人材の不足は全国的な課題ですが、多くの町民の「自宅で生活したい」という希望に応えるには訪問介護サービスが欠かせません。しかし訪問介護は小規模事業所が多く、全国的に倒産廃業件数も多いと聞きます。 経営の基本原則は自己責任ながら、人材不足解決は一事業所対応には限界があるので、町内事業所への就労に対し、町として更なる具体的な支援の取り組みをお願いします。</p> <p>7. P.76 1-(2) 福祉有償運送等運転者講習 【講習目的の多様化】 ○基本は原文どおりですが、町内では住民主体の細やかな移動支援活動を更に進める必要があります。この活動は利用者・支援組織とも安全確保等の基本学習が最重要課題であり、この講習は現実としてその役割も担っています。 地域の「登録を必要としない活動」に対する町の積極的な姿勢を表現することは、住民の活動を後押しすることにつながるので、「等」の内容に含まれているとは思いますが、「<u>地域に必要な各種外出支援の担い手</u>」などとその部分を文章で明示することを検討願います。</p>	<p>6. 当町では、「高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」にも記載しましたが、介護人材の確保・育成の観点から初任者研修を受講した方への助成を行うとともに、受講者が町内の事業所に就労するよう支援金を交付しております。また、事業所への就労に対する具体的な支援策について、県と連携し、事業所への周知を図ります。</p> <p>7. 講習会の目的の1つには、住民主体の移動支援活動を安全に実施できることも含まれており、地域に必要な移動支援が安全に実施できるよう受講の案内をしており、受講した方が地域で活動していることを踏まえ、「<u>地域に必要な各種外出支援の担い手を養成します。</u>」に修正します。</p>
--	---	--